

## 減免の対象になる方 一覧

減免の対象となる方は、次の手帳の交付を受けている方で、障害の区分に応じ、それぞれの障害の級別に該当する障害のある方です。

手帳及び障害の区分		障害の級別		
		本人運転の場合	家族・介護者運転の場合	
身体障害者手帳の交付を受けている方	視覚障害	1級から4級1号まで (4級1号＝両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の方)		
	聴覚障害	2級から3級まで		
	平衡機能障害	3級のみ		
	音声機能障害 (こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	3級のみ	該当しない	
	肢体不自由	上肢	1級から2級の2号まで (2級の2号＝2級のうち両上肢障害の方)	
		下肢	1級から6級まで	1級から3級1号まで (3級1号＝3級のうち両下肢障害の方)
		体幹	1級から3級、または5級のみ	1級から3級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1級から2級両上肢まで	
		移動	1級から6級まで	1級から3級両下肢まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1級または3級のみ		
	肝臓機能障害	1級から3級まで		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級まで			
療育手帳の交付を受けている方		直近の障害の程度(総合判定)の判定が「A」		
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方		障害等級が1級		
戦傷病者手帳の交付を受けている方		税務課市民税係にお問い合わせください。		

※療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の、本人運転はありません。